

## 福岡県社会福祉審議会 会議録

- 1 開催日時 令和元年7月30日(水) 10:00~11:30
- 2 開催場所 福岡県吉塚合同庁舎604B会議室
- 3 出席委員 安部委員、壹岐委員、石橋委員、泉委員、小方委員、川野委員、川原委員、小坂委員、十中委員、新開委員、杉原委員、高橋委員、田中委員、田原委員、津田委員、堤委員、豊福委員、永井委員、永原委員、中村委員、拜生委員、花田委員、平田委員、堀委員、本郷委員、松永委員、森松委員、横山委員、笠委員(29名)
- 4 欠席委員 猪野委員、香月委員、川口委員、松崎委員、三根委員、百枝委員(6名)
- 5 議題 審議事項  
令和2年度社会福祉施設等の整備方針について

### 6 議事の概要

司会	<p><b>(開会)</b> おはようございます。 皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 私は、本日の進行を務めさせていただきます福祉労働部福祉総務課企画広報監の牟田口と申します。どうぞよろしくお願いいたします</p> <p><b>(福岡県あいさつ)</b> それでは、ここで、福祉労働部長の神代からごあいさつ申し上げます。</p>
神代部長	<p><b>【あいさつ】</b></p>
司会	<p><b>(新任委員の紹介)</b> 続きまして、昨年度の全体会議以降、新たに社会福祉審議会委員にご就任いただきました皆さまをご紹介します。 (略)</p> <p><b>(事務局職員の紹介)</b> 続きまして、本日の会議に事務局として出席しております職員を紹介いたします。 (略)</p>
司会	<p><b>(審議会開始)</b> それでは、ただ今から、福岡県社会福祉審議会を始めさせていただきます。 開会に先立ちまして、審議会の定足数についてご報告申し上げます。 福岡県社会福祉審議会の委員総数は、35名でございますが、本日は、29名のご出席をいただいております。委員定数35名の過半数に達しておりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。 また、本日の会議は、「福岡県社会福祉審議会運営要領」に基づき、会議は公開することといたしております。 それでは、安部委員長にごあいさつをお願いいたします。</p>

安部委員長	【あいさつ】
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>本審議会の議長につきましては、福岡県社会福祉審議会規則第6条第1項の規定により、委員長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は安部委員長にお願いいたします。</p>
安部委員長	<p><b>(審議事項)</b></p> <p>それでは、議事進行を務めさせていただきます。みなさま、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、議事に入ります。</p> <p>お手元資料の「次第」に沿って進めてまいります。</p> <p>まず、審議事項①「令和2年度社会福祉施設等の整備方針について」です。</p> <p>本件につきましては、高齢者福祉関連分、児童福祉関連分、障がい者・障がい児福祉関連分がございますので、順に、審議させていただきます。</p> <p>「令和2年度社会福祉施設等の整備方針について〔高齢者福祉関連分〕」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	【高齢者福祉関連分について、資料NO. 1に基づき説明】
安部委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様からご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>質問がないようですので私の方からさせていただきますが、特別養護老人ホームなんですけど、平成30年、令和元年、令和2年と整備計画数が右肩に上がっておりますが、その実現可能性というものはどうなっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>元々3年間の計画で、市町村・保険者等の意向もあわせて計画しておりますが、各年度均等ではなく、令和2年度が多くなっているところです。今のところ、計画通り整備が行われていると考えております。</p>
安部委員長	<p>ありがとうございます。他に意見はありませんか。</p> <p>ご意見がないようですので、了承するというところでよろしいでしょうか。</p>
各委員	(「異議なし」との声あり)
安部委員長	<p>ご異議はないようですので、審議事項「令和2年度社会福祉施設等の整備方針について〔高齢者福祉関連分〕」は了承することといたします。</p> <p>次に 審議事項「令和2年度社会福祉施設等の整備方針について〔児童福祉関連分〕」を審議します。</p> <p>本件につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	【児童福祉関連分について、資料NO. 2に基づき説明】
安部委員長	<p>ありがとうございました。それでは皆様からご質問、ご意見はありませんか。</p>
堤委員	<p>それでは質問させていただきます。まず一点目ですが、児童福祉施設の推移のところでは表がありますが、1番と2番と4番、児童養護施設と母子生活支援施設、そして児童自立支援施設の入所率が、いずれもここ数年減ってきているということですが、その要因は何であると考えているのかお聞かせいただければと思います。</p>

事務局	<p>まず児童養護施設につきましては、私共は今、「家庭的な養育を推進する」ということを目的に里親委託を推進しております。できるだけ里親委託を優先的に検討するという結果、児童養護施設への入所率は、平成30年度では78.7%になっていると考えております。</p> <p>次に母子生活支援施設につきましては、こちらはどうしても配偶者のない女性の方、つまりひとり親家庭の女性の方に入所していただく施設でございますが、こちらはご本人の要望で、この施設に入りたいという方につきまして入所いただいているものでありまして、近年そのニーズが低くなっていると分析しております。どうしても、母子生活支援施設での生活というのは、一定の集団生活となりまして、施設の規則等もございます。ご自分たちで自由にできないところもございます。そのニーズが減ってきているために、入所率は減ってきているものと考えております。</p> <p>次に自立支援施設でございますが、こちらは私共県の方で設置して運営しているものでございますが、こちらの施設につきましては、入所児童が減っているというよりも、対応できる、一人一人の児童にかかる職員の時間数や体制を考えると、入所人員として25名前後を受け入れているところで精いっぱいのところはございますが、1つは児童心理治療施設を民間移譲して、こちらの方の入所が上がっていること、それとほかの児童養護施設につきましても、一定心理的ケア等を行うような体制が整ってきたことを踏まえまして、児童自立支援施設の入所率が減っているのもであると見込んでおります。回答は以上でございます。</p>
堤委員	<p>ありがとうございます。1番について児童養護施設への入所が減っていることにつきましては、里親委託が増えているということで、非常にいいことではないかと思えます。</p> <p>2番の母子生活支援施設の入所率が減っている理由で、ニーズが低くなっているということですが、やはりひとり親家庭の半分以上が貧困状態であるということもありますし、やはりこういった施設があると助かるのではないかと思います。ミスマッチといえますか、自由度が低いというご説明もありましたけれども、これをどうするかということ、平成26年、28年と施設を廃止しており、つまりかなりニーズが減ってきている中で、施設を廃止してもなお、入所率が減ってきているということですが、それは本当にもうミスマッチではなくて、ニーズに合うような形態をどうすればよいのか、例えば民間の施設に入所しながら支援する方向など、何かアウトリーチ的な支援など、そういったことを含めて考え直す時期にきているのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>委員ご指摘のとおり、母子生活支援施設のニーズのミスマッチにつきましては、どのように今後対応していくかを検討する時期にきていると考えております。母子生活支援施設はいわゆるアパート形式となっております。職員が事務室のような別の場所に常駐しまして、母子世帯を支援しているわけですが、委員がおっしゃられた民間のアパートを借り上げたところに、アウトリーチで訪問型で支援していくということにつきましても、母子生活支援施設の形態の一つとして今後考えていく必要があると思っております。</p>
安部委員長	<p>ありがとうございます。この分野も私の専門分野でございますが、今、「社会的養育」といって、すべての子どもたちの育ちを社会全体で支える、すべての家庭への支援をしましょう、親子を分離しなくてはならなくなった場合は、里親を中心とした養育をしましょう、里親等も難しい場合は、こういった養護施設等で専門的な養育をしましょうというような方針で、現在整備計画を策定中であるのではないかと思います。</p> <p>他にご意見・ご質問等はありませんか。</p>
津田委員	<p>西日本新聞民生事業団で事務局長をしております津田です。データの取り方なんです。3ページには両政令市と中核市を除く歴年の推移があって、6ページには平成31年と30年の政令市のデータがあるのですが、どうもいろんな県の会議に出ても、福岡県全体の会議だと思って出席しても、必ず政令市と中核市の数値がない、九州の中でも福岡県だけは、県の会議に出ても県全体の状況のイメージがしにくい。それで後ろのほうに政令市の分をまとめて、例えば児童養護施設だったり、それを見ればよく分かるんですが、そういう数字が分かるのであれば、例えば3ページのこの歴年の数字を政令市等を含めた数字で出せないのか、恐らくその今までずっとこうやってやってきたんで、こういうふうになっているんだと思うのですが、デー</p>

	<p>タというものはいろいろな議論をしていく上で非常に大事なもののなので、そのあたりをもし来年度以降、政令市も中核市もオープンな形で比較して見れるようにできればと思います。</p>
事務局	<p>はい。その問題につきましては、この審議会だけではなくて、県議会等からの質問を受けるときにもそういったご指摘をしばしば受けております。今回、配慮が足らなかった部分でこうなったところもあるかと思っておりますので、次回以降、できるだけそういった対応ができるかどうかも含めて検討していきたいと思っております。</p>
安部委員長	<p>ありがとうございました。ただ難しいところは、県のお金でできるのは、県の管轄分だけなんですよね。ですので、県の管轄分はどうなっているのかということと、政令市等ではどうなっているのかということとを両方見れるようなデータの出し方をお願いできればと思います。</p> <p>他にご質問はありませんか。</p>
高橋委員	<p>県社協の高橋です。4ページの(5)の児童心理治療施設の入所状況のデータなんですけど、この3年間で相当人数が入所人員が上がっております。先ほどちらっと民間移譲の話もありましたけれども、民間移譲することによってなぜ入所人員が増加したのかということと、先日地元市の報道で、この施設の定員がいっぱいで受入れが困難になっている状況であることがちらっと書いてありましたが、そういうことであれば、今後のこの児童心理治療施設の定員の変更についての考えをお聞かせください。</p>
事務局	<p>児童心理治療施設につきましては、平成28年度以降、民間の社会福祉法人のほうに移譲致しまして、運営しているところでございます。こちらの社会福祉法人が、医療法人にはなりませんが同じグループの中で精神科の病院をお持ちだということもありまして、かなり心理的ケア等の充実が図られているところでございます。そういうこともありまして、病院との連携がかなり進んだということもありまして、入所率、入所受入れがかなりスムーズにいくようになって、これだけの高い入所率になったと私共は思っております。</p> <p>先日の議会の質問に絡めて、この児童心理治療施設につきましては、定員がほぼほぼいっぱい、新たに受け入れたくてもなかなか受け入れられない状況にあるという報道がなされましたけれども、先ほど安部委員長のお話にもありまして、私共は「社会的養育ビジョン」に基づく施設の見直しというものを含めて検討しておりまして、児童養護施設等がこの児童心理治療施設の補完的な機能を持つ、いわゆる高度なケアニーズを、そういう精神的ケア、心理的ケアのニーズを持つ子どもに対応できるような施設に変わっていくように、検討を進めているところでございます。児童心理治療施設まではいかないまでも、一定、児童養護施設の方でかなり充実した心理的ケアを行うことができるような施設にすることによって、ここに入りきれていない子どもについては、しっかりと受け皿を用意していきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
安部委員長	<p>では、ほかにもございますか。</p>
堤委員	<p>今の児童心理治療施設の件なんですけども、以前施設の評価の関係で関わったことがあるのですが、県外の方からの入所希望を受け入れることによって、県内の方の入所ができないといったことはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>実際、県外から5～6名のお子さんを今お預かりしているのですが、私共の県から他県の施設にお願いすることもありまして、お互い子どもの抱える事情もありまして、お互いそこは広域的な措置を取らざるをえないこともございまして、一定の県外枠というものは私共は必要であると考えております。相互協力的にですね。ただ、先ほど申し上げたように、施設に入れないうちのお子さんがいてはいけないと思っておりますので、本当に児童心理治療施設での治療が必要である子どもに関しては、できるだけ優先的にこちらの施設への入所を進め、そこまでの治療は必要でないという場合でも、代替施設でのケアをすることで自立が可能ということであれば、そちらの施設に入所させるという形で、子どもたちの受け皿に漏れがないようにしていきたいと思っております。</p>

安部委員長	はい、ありがとうございます。他に質問等ございますか。
本郷委員	一点だけ、乳児院なんですけど、乳児院の1歳以上の入所率等内訳を教えてください。
事務局	申し訳ございません。乳児院の年齢別の入所児童数の正確な数字は今回持ち合わせておりませんので、1歳以上の児童が何名入っているかという正確な数字は、ここではお答えできませんけれども、大体3歳ぐらいまでは、乳児院に入所させている実態はございます。どうしてそうなるかといいますと、やはり一定の期間を継続してケアしたほうが望ましいお子さんもいらっしゃるって、1歳前からお預かりしているお子さんは、どうしても次の養護施設に移っていただくまでに、3歳ぐらいまで同じ乳児院でお預かりするケースが多いということになります。ただ、児童養護施設のほうも、小学生高学年とか中学生とかも入っておりますので、そういう中であって、2歳児、3歳児を受け入れる体制が整っているかどうかを見極めながら、どうしても児童養護施設でそういった体制が整っていない場合は、乳児院でお預かりする場合がございます。
本郷委員	乳児院での1歳以上の児童に対するケアはどうなっているのでしょうか。
堤委員	関連して乳児院に関してなんですけど、先ほど児童養護施設のほうでは里親への委託が進んでいるので入所率が減少しているというお話だったのですが、乳児院ではなかなか入所率が減少していないというのは、新生児里親委託という制度もあるということで、こちらがなかなか進んでいないのはどういう理由があるのか教えていただきたいと思います。
事務局	1点目の乳児院で1歳以上の子どもに対するケアを、どのようにやっているのかということなんですけれども、乳児院の方につきましても、児童養護施設と一緒に、心理的な一定のケアはできるような体制は整えられているところでございます。 堤委員のご質問なんですけど、新生児里親委託や短期里親委託につきまして、短期里親委託につきましては、昨年度の年度途中から始めた事業でございまして、まだちょっと一定、浸透するまでに時間がかかっているものと思われまして。それから、新生児里親委託につきましても、できる限り新生児につきましても、里親さんへの委託を進めているところではございますが、それ以外の乳児につきましても、やはり健康面などで障がいを抱えていたり、発達障害を抱えていたりですとか、里親さんへお預けする前に、一定の間施設でそういった医療的・心理的ケアを必要とする場合もございますので、そこで一旦お預かりして、十分施設の中でアセスメントをした上で、里親委託が可能かどうかをみる期間が必要でございまして、そういった意味で乳児院の入所率というのは、下がっていないというのが現状だと、私共は思っております。
安部委員長	乳児院に関して言えば、自宅に帰る率が6割から7割ぐらいおりますね。つまり、親御さんが両親揃っていても、お母さんが入院となると、お父さん仕事休めないということで、親戚にも預けられない場合、短時間での乳児院に預かっていただいて、退園して自宅に戻る率がかなり高いということもあって、自宅に戻るため、里親へ委託するために、またちょっと長くなってしまふということがあったりして、余談なんですけど、そうやって8割、9割ぐらいできてるんですけど、ここで定員いっぱい受入困難というようなことって乳児院ではあまりないですね。
事務局	乳児院に関しては、受入困難というのは今のところありません。
安部委員長	児童心理治療施設は、ニーズに対して50人というのは、もしかしたら少なすぎるのかもしれないですね。 他に意見はございませんか。それでは、整備方針の児童福祉分野についてご承認ということよろしいでしょうか。
各委員	(「異議なし」との声あり)

安部委員長	<p>ご異議はないようですので、審議事項「令和2年度社会福祉施設等の整備方針について〔児童福祉関連分〕」は了承することといたします。</p> <p>次に 審議事項「令和2年度社会福祉施設等の整備方針について〔障がい者・障がい児福祉関連分〕」を審議します。</p> <p>本件につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【障がい者障がい児福祉関連分について、資料NO. 3に基づき説明】</p>
安部委員長	<p>では、みなさんから質問や意見はありませんか。</p>
堤委員	<p>何度もすみません。最後の4ページの表の必要見込量とありますけど、これはどうやって割り出しているのかということをお教えいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>これは、障がい者福祉計画の策定の時に設定した数字でございます。その根拠でございますが、サービス支給を決定致します全市町村に見込量、計画期間の30、31、32年度です、これに関する見込量を照会し、これを取りまとめた結果でございます。</p>
堤委員	<p>ありがとうございます。これはすごく分かりやすくいいなと思いました。先ほどの児童養護の表のコーナーにですね、こういう同じような必要見込量があったらより分かりやすいのではないかと、今思いつきですけど思いました。ありがとうございます。</p>
安部委員長	<p>他に質問はありませんか。</p>
津田委員	<p>3ページの(3)番のところなんですけど、本当に市の方でもよく問題になっているのですが、4ページの下の方にある「(圏域での設置2拠点を含む)」、これは2拠点というのはどこなのか、それと32年度目標、どこに何施設ぐらい作ろうとしているのか、その辺を教えてください。</p>
事務局	<p>まず1点目のお尋ねでございます2拠点、これは圏域、広範囲、複数の市町村で共同で設置したところでございまして、1つはみやま市と柳川市の圏域でございます。もう1つは八女市、筑後市、広川町、この圏域でございます。その他、単独で設置しておりますのが、福岡市、それから筑前町、うきは市でございます。</p> <p>目標なんですけれども、障がい者福祉計画の中では、令和2年度、令和3年度の初めまでに、全市町村にこの地域生活支援拠点を設置することが、目標として掲げられております。ただ、かなり厳しい状況にはなっております。</p>
安部委員長	<p>他に質問や意見はありませんか。</p>
本郷委員	<p>すみませんでは私の方から。4ページのところで必要見込量を実績が上回って、進捗率が100%を超えているところがあるんですけど、ちゃんと置かれているんでしょうかね。ちょっと心配なんです。</p>
事務局	<p>それは、障がい者総合支援法なり児童福祉法に基づいてちゃんと出ております。実績として申請があり、決定がされてから数字が出たということです。</p>

安部委員長	他にございませんか。 他にご意見がないようですので、了承することとしてよろしいでしょうか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
安部委員長	ご異議はないようですので、審議事項「令和2年度社会福祉施設等の整備方針について〔障がい者・障がい児関連分〕」は了承することといたします。  次に(2)報告事項に移ります。事務局から一括して説明をお願いします。
事務局	<b>【報告事項について、資料NO. 4に基づき説明】</b>
安部委員長	はい、ありがとうございました。 それでは、報告事項につきまして、ご質問やご意見のある方はいらっしゃいますか。
津田委員	報告事項のことではなくて、最初の部長のあいさつの中で非常に気になったところがあるのですが、それは新規事業の資料というのは、当然(1)の審議事項に関する資料ですよ。
事務局	審議事項とは関係ありません。社会福祉審議会が持っている役割では、当然「審議」というものがあるんですけど、今年度既に議会に承認していただいた県の事業としての「新規事業」をご紹介するという考え方があるな、ということで申し上げましたが、その資料を用意しておりませんでしたので、いくつかご紹介させていただきました。
津田委員	わかりました。であるとしてもですね、どんな新規事業をするのかということは、県議会の方では承認されているとしても、なかなか委員の皆さんには関心のあることであると思うのですが、会議の中でその資料がないということが分かっているのであれば、ここに県の施設があるのですから、メールで送らせて、この会議の途中あるいは後半でもですね、そういう資料を配布するということが可能ではなかったのでしょうか。
事務局	申し訳ありません。今年度の新規事業をこの会議に付けるという指示は、実を言うと私は部下にしていませんでした。報告事項がこれだけ多くあるということは、先に添えましたが、今日、ここに来てですね、これだけの報告事項があった上で、新しく今年度からのいろんな事業をやるので、そういったことのいくつかは、皆様にご紹介したほうがいいのかということで、口頭で紹介をさせていただきました。
津田委員	それはわかりました。ただ、お話があったように、一体どんなことをするのかということは、現時点では今のところ記憶の中にありませんので、箇条書きだけでもそういうものですね、新規でこういうことをやるというのは、来年度以降ですね、皆さんに説明したほうが親切かなと思いました。以上です。
安部委員長	他にありませんか。
堀委員	堀です。報告事項の⑥、⑦に関してお尋ねなんですけど、宗像に一時保護所ができたということで、京築はまだないんですよ。
事務局	京築は相談所はございます。豊前総合庁舎に。一時保護所はないです。

堀委員	<p>一時保護所がないのは京築だけですよ。近年児童虐待の対応件数が非常に増えてきたであるとか、この分野に関してケアが必要である意識は、多分皆さんお持ちだと思うんですよ。僕は何年か前に京築に行ったときに、一時保護所に関しては、まだ整備の方針はないということだったんですけど、現時点でどういうご認識なのかなと思ひまして、その点について教えてください。</p>
事務局	<p>はい。京築児童相談所の一時保護所につきましては、現時点では整備の計画はございません。福岡児童相談所とかの一時保護所が非常に狭いので、まずはそちらの整備を優先して進めたいと、私共は考えております。京築児童相談所が管轄する児童の一時保護については、現在田川児童相談所のほうで、受け入れを行っているところでございます。</p>
堀委員	<p>現状についてはそういうふうには伺ったんですけど、京築に一時保護所が必要だというご認識もないということでしょうか。それとも、福岡とかが手狭で、そちらを優先させる必要があるんで、その後に京築についても検討されるという趣旨なのか、そこはどうなのかと。</p> <p>あとはやはり、実際にそこで話を聞いていると、京築と田川は結構距離があって、実際に一時保護されると、なかなか対応が大変だという方もいらっしゃいます。やはり福岡の都市圏は結構施設が充実しているんですけども、地域部になると、やはりいろいろな点で、地方のサービスってちょっと薄いという感じがしてますので、その点に関して県内で不均衡ができないように、やはり県の役割としてはですね、支えていくべきだと思っておりますので、それも含めて、お考えをおきかせいただければと思います。</p>
事務局	<p>京築児童相談所の一時保護所の必要性につきましての認識なんですけれども、今、一時保護所につきましても、実は、できるだけ家庭的な環境で一時保護をやりましょうという、新しい社会的養育ビジョンが進まれている、一時保護委託につきましても、できるだけ里親さんの方へというふうになっております。ただ、施設の方でも「一時保護専用施設」というものを作っただけで、できるだけ開放的な環境で、児童相談所のような閉鎖的な空間ではなく、開放的な環境で一時保護委託をやっていきたいと思いますという方針が、国の方から示されておりますので、そういった総合的に勘案して、今後は京築児相の一時保護については、どのようにしていくのか、児童相談所にやっぱり一時保護所が必要なのか、それともそういった里親さんとか専用施設を整備して行って、そちらの開放的な環境で一時保護を進めていくべきかというのは、またいろいろと検討させていただきたいと思ひます。</p> <p>また、その地域不均衡が起きないようにという点につきましては、重々考慮しながら検討していきたいと思っております。</p>
堀委員	<p>ありがとうございました。今、なかなか検討中でいろいろされているところもあると思ひます。やはり、県内にある児相の中で、こういうふうにはこれがないみたいな不均衡というのは、ちょっと自分としてもですね、県民の方が受けるサービスが下がることになってしまいますので、そういった点も含めて検討いただければなと。</p> <p>今、国全体の流れとして、一時保護所がいいのかそれとも開放型がいいのかというのは分かりますけれども、今ある状態で不均衡が発生しているということについては、かなり検討いただいて、今後の検討課題として進めていただきたいと思いますと思っております。以上です。</p>
安部委員長	<p>他に質問はありませんか。</p>
新開委員	<p>委員の新開でございます。13ページの子育て環境の整備の中で、今行われております、内閣府の進めております企業型保育所、それはカウントするのでしょうか。この資料の中で企業型保育所は反映されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>これは企業指導型を除いた形の、保育所や認定こども園等での、定員増の数字でございます。</p>



新開委員	待機児童の解消という意味で、企業型保育所が運営費の補助というのがおりていると思うんですけど、そういう趣旨であると思うのですが、それについてはこのデータには反映しないという理由を教えてください。
事務局	<p>申し訳ありません。テクニカルな理由になっておりまして、保育所等の整備は、ここで示しております保育所等の定員増で示されている数字の所管施設についてはここに示しておりますが、企業指導型につきましては内閣府の方でやっております関係で、ここの定員増の部分では正確な数字は把握できないようになっております。ただ、待機児童数につきましては、企業指導型で受け入れた分というの、調査がありましてそちらの分もカウントするようになっておりますので、ちょっとねじれた形となっているのですが、一応仕組みとしてこういった資料でのご説明ということになります。</p> <p>失礼いたしました。今、私の方は左上の保育所等の数字で説明しておりましたが、「安心プラン」の方が企業指導型も含めて待機児童を解消していくという形となっているところでございます。右側の表が、国の政府が示しておる「子育て安心プラン」です。</p> <p>国が示しております約53万人増、32万人増の中の、全体の中では企業指導型も確かあの、7万人とか6万人とかですね、というカウントで受け皿としては示されているところですけども、県が整備しております整備計画の中に、企業指導型の目標とか、補助を通じてのですね、整備として、その数字を県が主導してコントロールしている数字の中には入っていないという関係になるうかと思えます。</p>
新開委員	それはお金の種類によって分けているという考え方ですかね。
事務局	<p>できれば我々も、企業指導型保育事業の数字というのは、正確に掴みたいという意志はあるのですが、内閣府の方がその事業を委託しておりまして、委託先の児童育成協会から正確な数字が現状実際出ておりません。それで我々も、そこまで含めた数字というのは、参考数値としてでも把握できないような状況になっているところでございます。</p> <p>企業型はですね、ご承知のところは重複になるかもしれませんが、保育所の整備につきましては、市町村から県を通じまして国の方に申請して、施設整備が進んでいるというところになります。企業型につきましては、直接、事業を行おうとしている企業から、県や市町村を通じず、内閣府の担当部に申請があがり、県等の許可等がなく、認可されるというかですね、その際は当然補助等も結構手厚く出てるんですけども、そういう施設整備の経過の中で、県・市町村が整備人数等とか計画等に、これまでですね、関わってこれなかったという中で、定員等がですね、事後的にしか掴めてないというようなことになっておりますけども、今後はより市町村等の意見を聞いたうえで申請をあげるようにという指示を受けているというふうに聞いておりますので、事前に定員等が把握できるようになっていくのではないかとというふうに思っております。</p>
新開委員	待機児童の解消を目指すという、そういう国の方針というのは同じことだと思うんですけど、ただそれが、数字に出てるか出ていないのかということを確認しようと思って聞いたわけですが、把握をできていないというところであればですね、ぜひそこは把握をすべきだと思いますので、よろしく願いいたします。
安部委員長	確認ですけども、待機児童のこの数というのは、企業型も入っているんですね。
事務局	はい、ありがとうございます。国の調査の方で、待機児童数の方はカウントする形となっております。

安部委員長	<p>ありがとうございました。他に質問はありませんか。</p> <p>すみません1つ気になったのが、先ほどの一時保護所のことなんですけど、中学生以上は個室が確保できるような、そういう運用をしていただければなと思いました。</p>
事務局	<p>はい。今、安部会長がご指摘のとおり、個室の処遇が必要な児童ももちろんございまして、今久留米に関しては2室用意しているところではございますが、入所児童によっては、どうしても個室が必要となれば、2人部屋のところを個室として処遇することもありえると思っております。その結果、満杯になって受け入れられないケースも出てくるときはあるかもしれませんが、できるだけその子どもたちの状況に沿った居室の処遇というのは心掛けていきたいと思っております。</p>
安部委員長	<p>他に質問はありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>他質問もないようですので、あと事務局から事務連絡ありますか。</p>
事務局	<p>長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。</p> <p>事務局の方から、今後の会議の予定について、ご案内いたします。</p> <p>今年度中の開催予定ですが、この全体会議につきましては、ただいまのところ、予定はございません。</p> <p>専門分科会につきましては、本日このあと引き続き、民生委員審査専門分科会を開催いたします。</p> <p>また、児童福祉専門分科会につきましては、月1回程度、次回は8月8日に開催いたします。</p> <p>なお、障がい者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び地域福祉支援計画専門分科会につきましては、必要に応じて複数回開催を予定しております。</p> <p>それぞれの専門分科会の開催の際には、あらためてご案内いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、このあとの会場で、民生委員審査専門分科会を開催いたしますが、机の移動等がありますので、当該専門分科会の委員におかれましては、10分後の11時50分になりましたら、再度こちらにお越しください。その他の委員につきましては、以上で終了でございます。</p> <p>事務連絡は以上です。</p>
安部委員長	<p>それでは、本日の審議会を終わらせていただきます。皆様お疲れ様でした。</p>